

監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和7年5月12日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和7年4月21日（月） 午前10時00分から

2 監査対象部局及び監査対象

市長直轄組織

会計課

（1）適正帳票率調査結果と担当課への指導について

（2）訂正、組戻に係る事務手数料について

（3）振込手数料について

議会事務局

（1）政務活動費の支出状況について（令和6年度分）

（2）議会研修旅費について

（3）議会ICT・ペーパレス化の実績と効果について

行政委員会事務局

【公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員】

（1）令和6年度各委員会への申出状況について

（2）令和7年度各委員会の研修受講計画について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を

行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【会計課】

監査結果報告に添える意見として、会計課に回付される支出命令書については、依然として、押印漏れや請求年月日の記載漏れなど多くの誤りが見受けられる。引き続き、職員へ事務研修を実施するとともに、会計事務規則や支出マニュアル等に基づいて事務が適正に執行されるよう指導されたい。

口座振込手数料について、他の自治体の口座振込方法を参考に検討されたい。

【議会事務局】

監査結果報告に添える意見として、政務活動費の運用については、住民の注目度も高いことから、「木津川市議会政務活動費使途の運用指針」を見直したことは評価する。今後も、住民の理解を得ることができるよう適正に運用されたい。

また、ペーパーレス化については、今後も更なる効果が出せるよう取り組まれたい。

【行政委員会事務局】

(公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員)

監査結果報告に添える意見として、引き続き、適切な事務執行に努められたい。また、事務局職員は、市政全般に関わる知識が必要であることから、研修などに積極的に参加し知識の研鑽に努められたい。

以上。